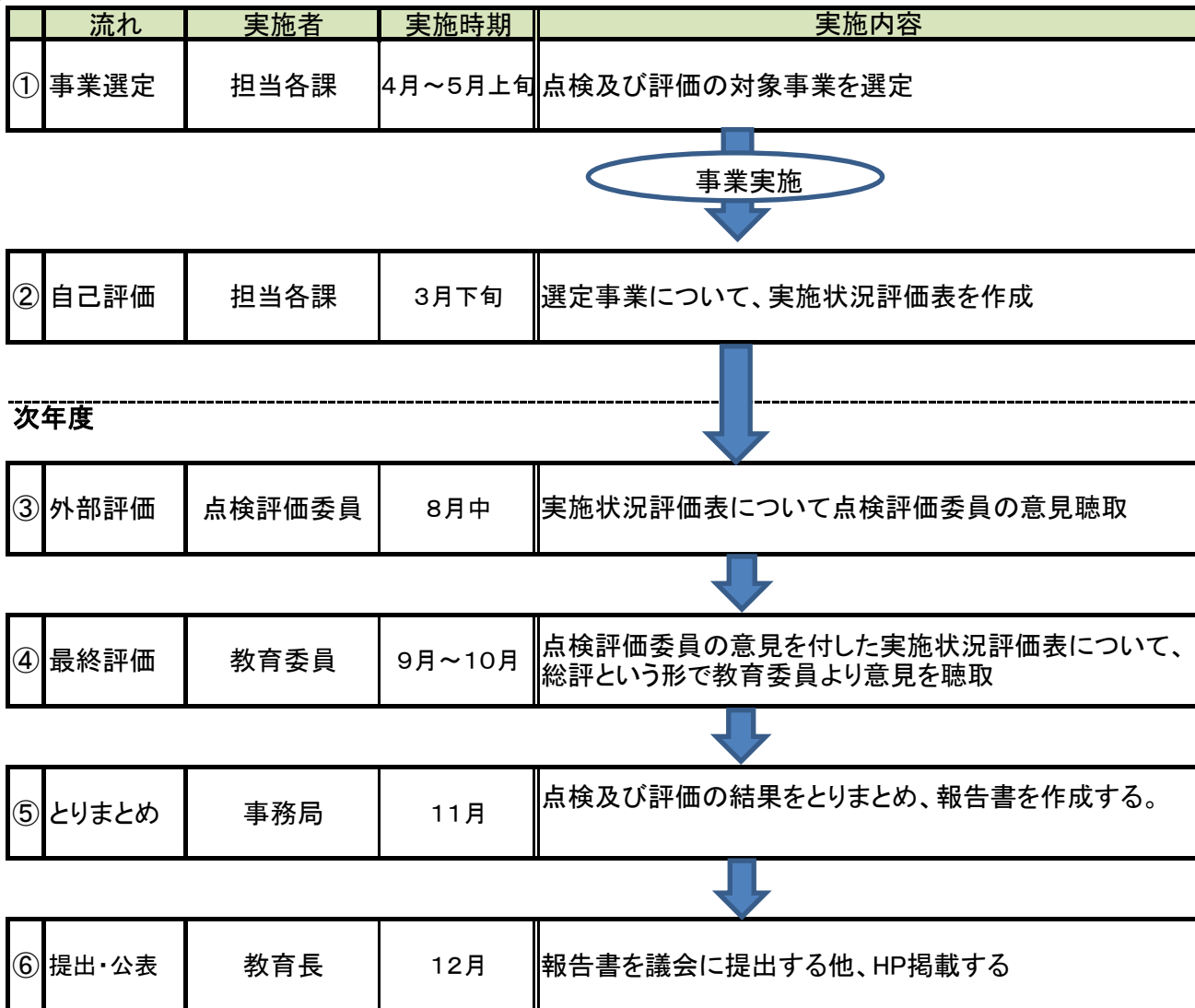
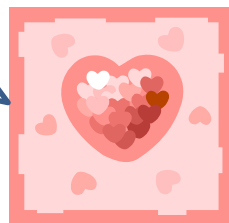


水俣市教育委員会点検及び評価の流れ



点検及び評価の対象となる事業

- 1 水俣市総合計画に記載された事業
- 2 教育委員会が点検及び評価を必要と認める事業



点検評価委員

- ・教育に関し学識を有する者
- ・任期は3年

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。